

検討テーマに係る関係資料

(新たな支え合いの検討と多様な主体の参画)

令和3年5月26日

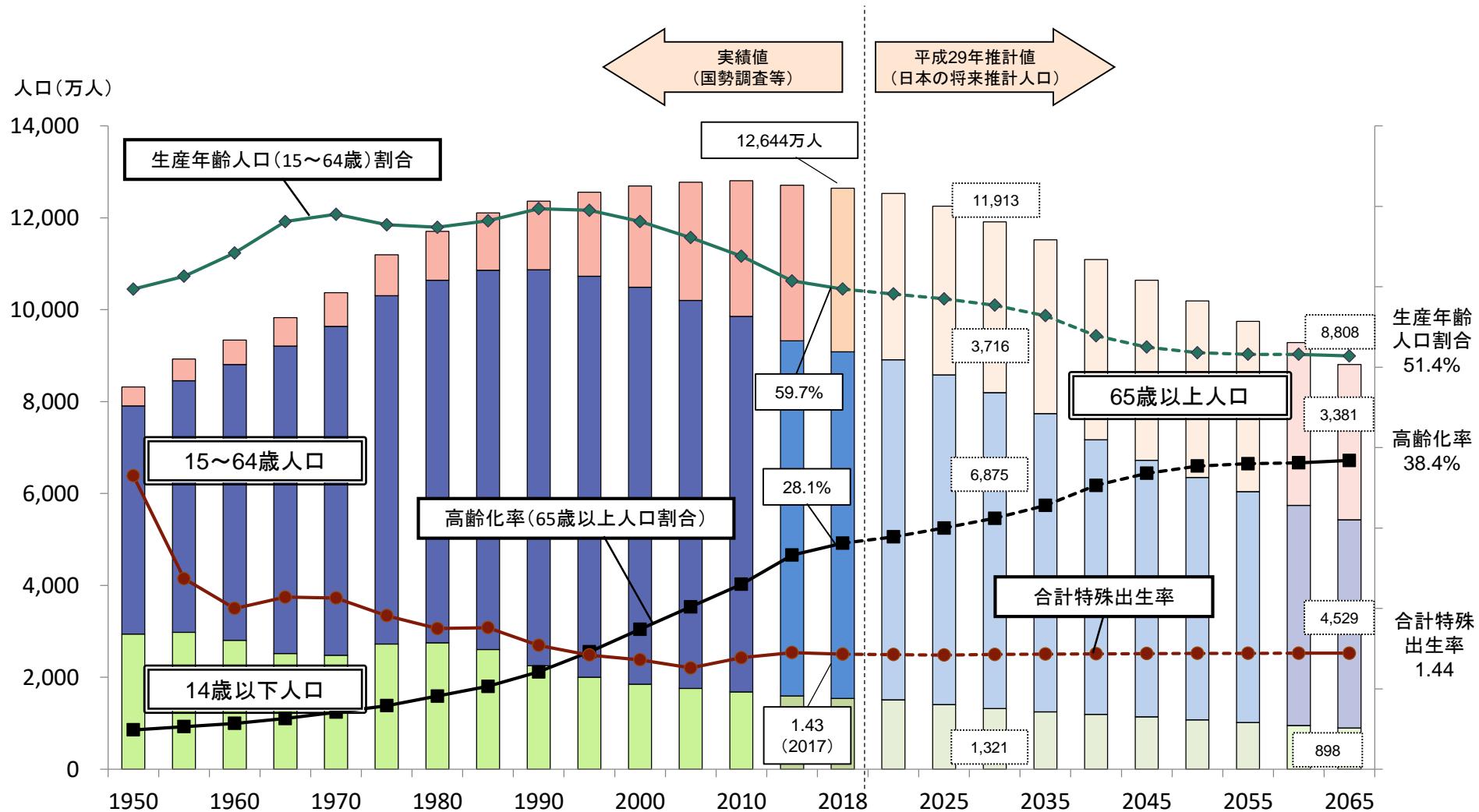


厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

基礎的なデータ等について

日本の人口の推移について

- 日本の人口は近年減少局面を迎えており。
- 2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。

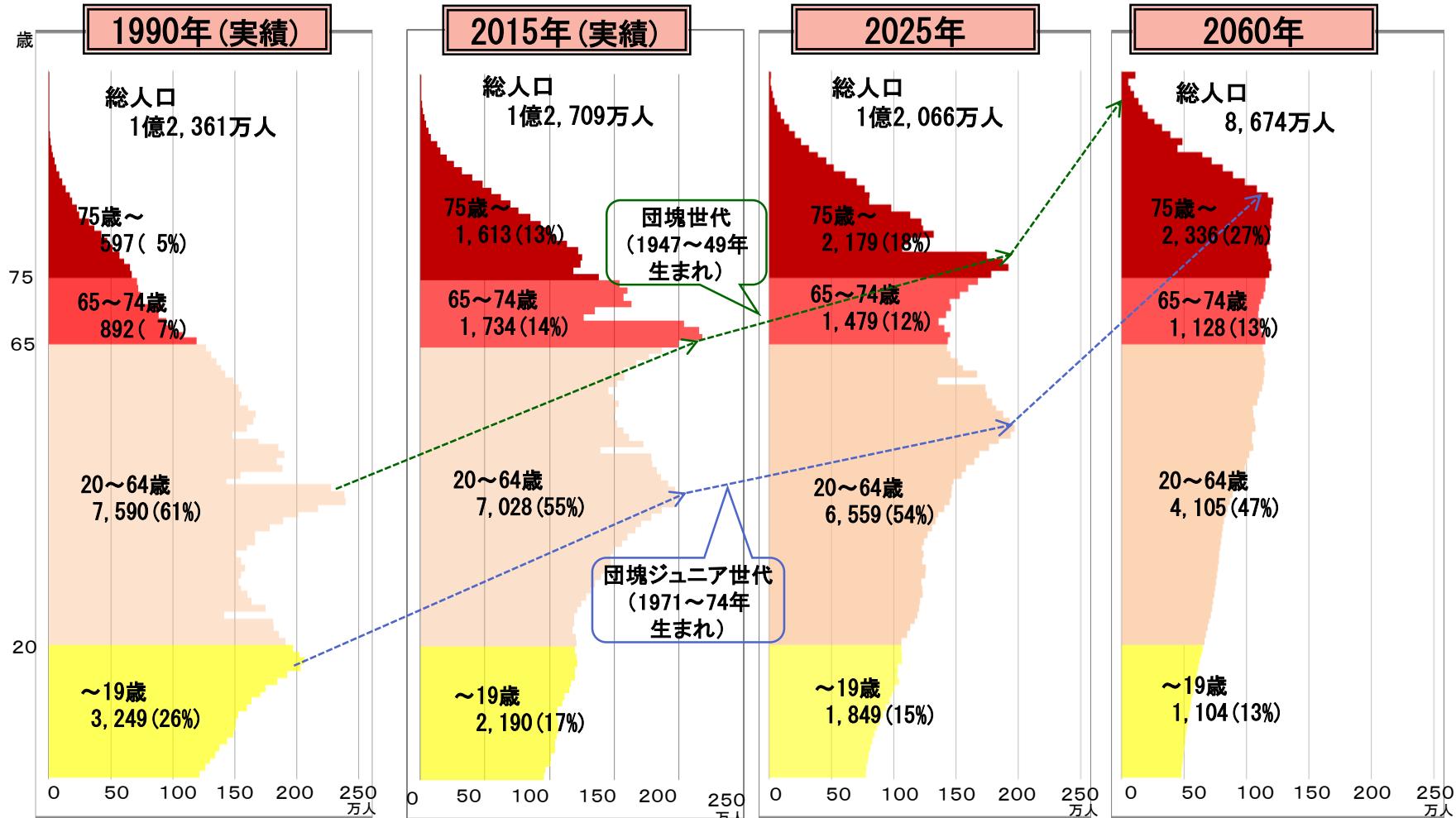


(出典) 2018年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
2017年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、

2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

日本の人口ピラミッド(1990－2060)について

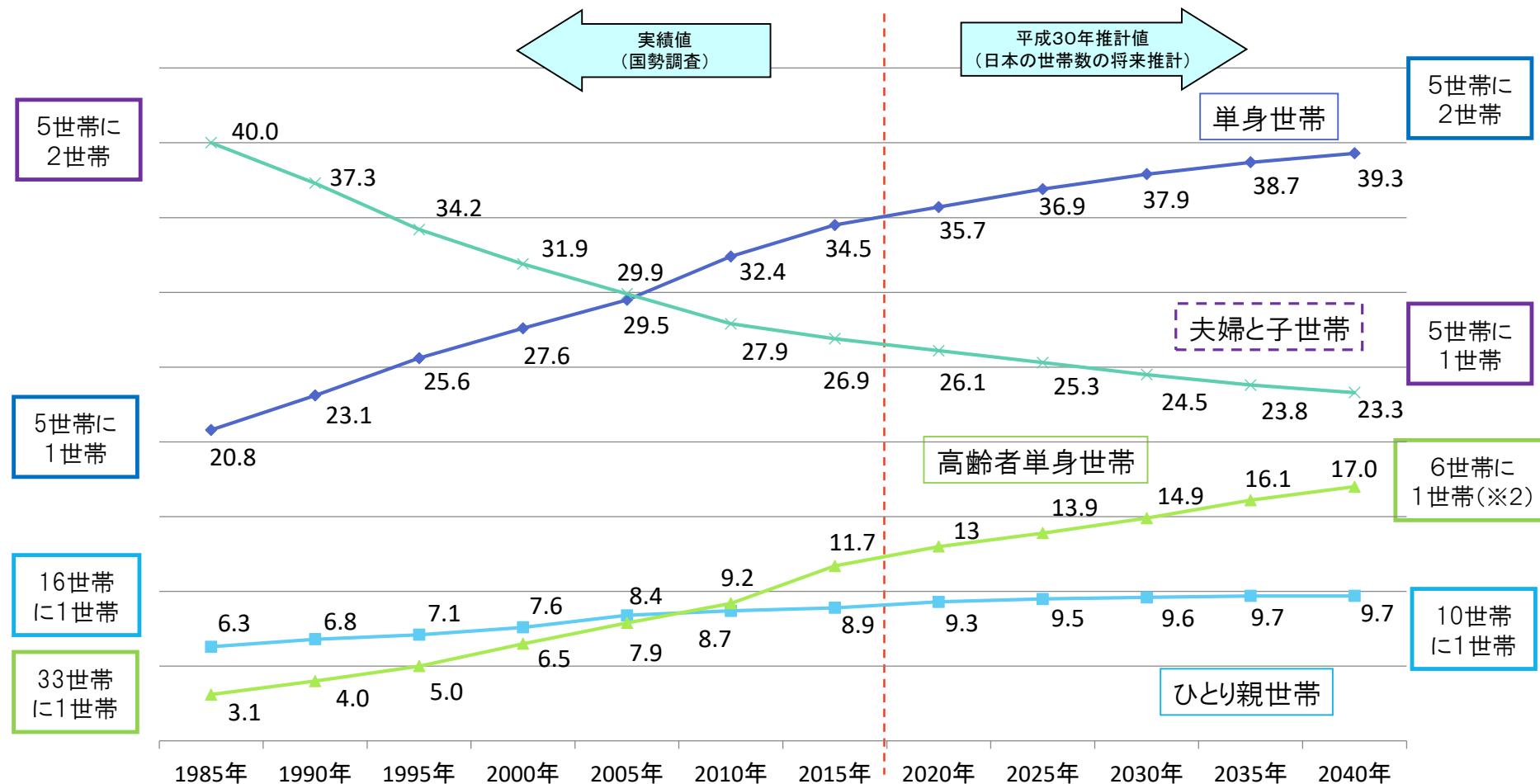
- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出典) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

世帯構成の推移と見通しについて

- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



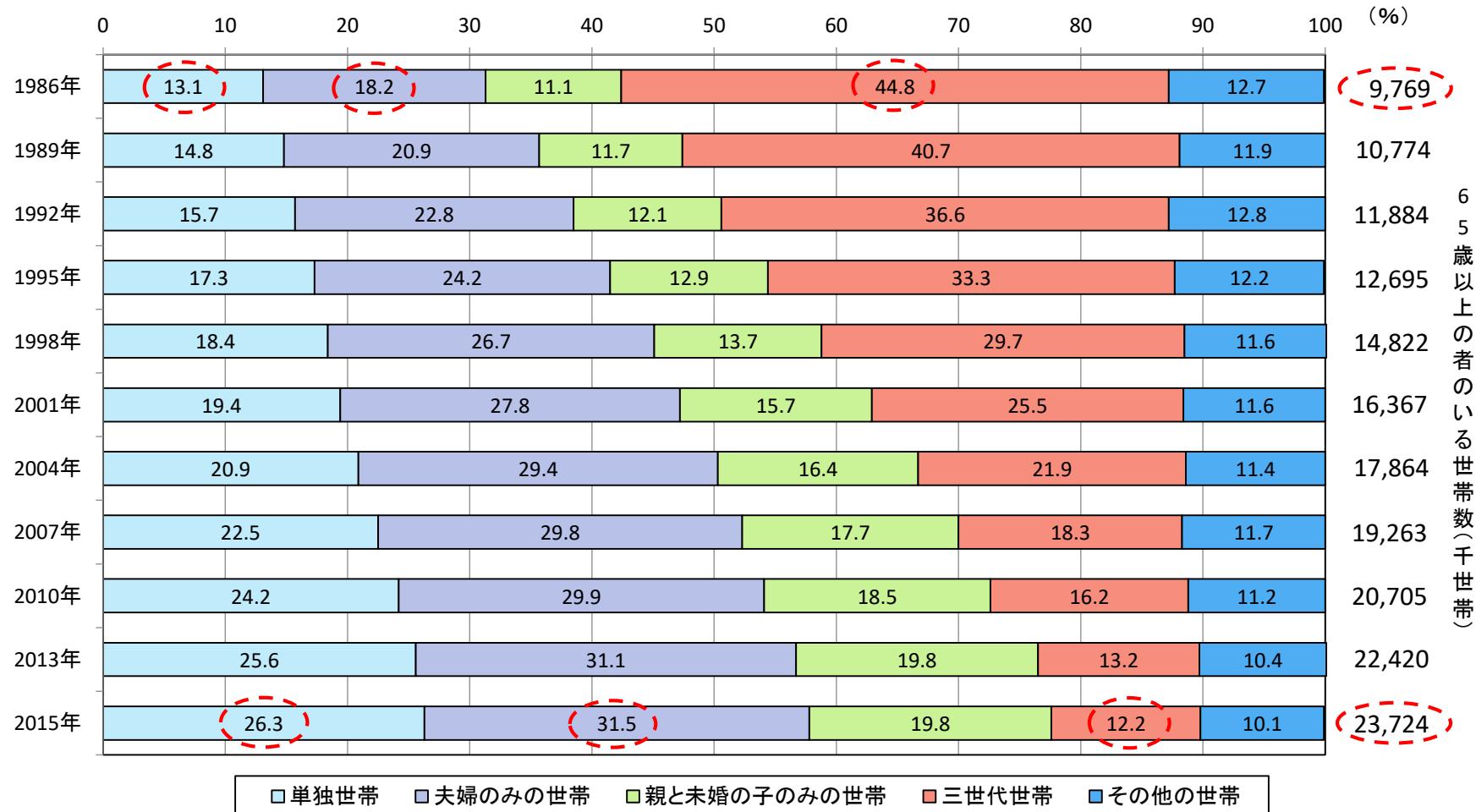
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0% (2040年)へと上昇。

65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移について

- 65歳以上の者のいる世帯の26.3%が単独世帯。
- 親と未婚の子のみの世帯も2割近くまで増加している。



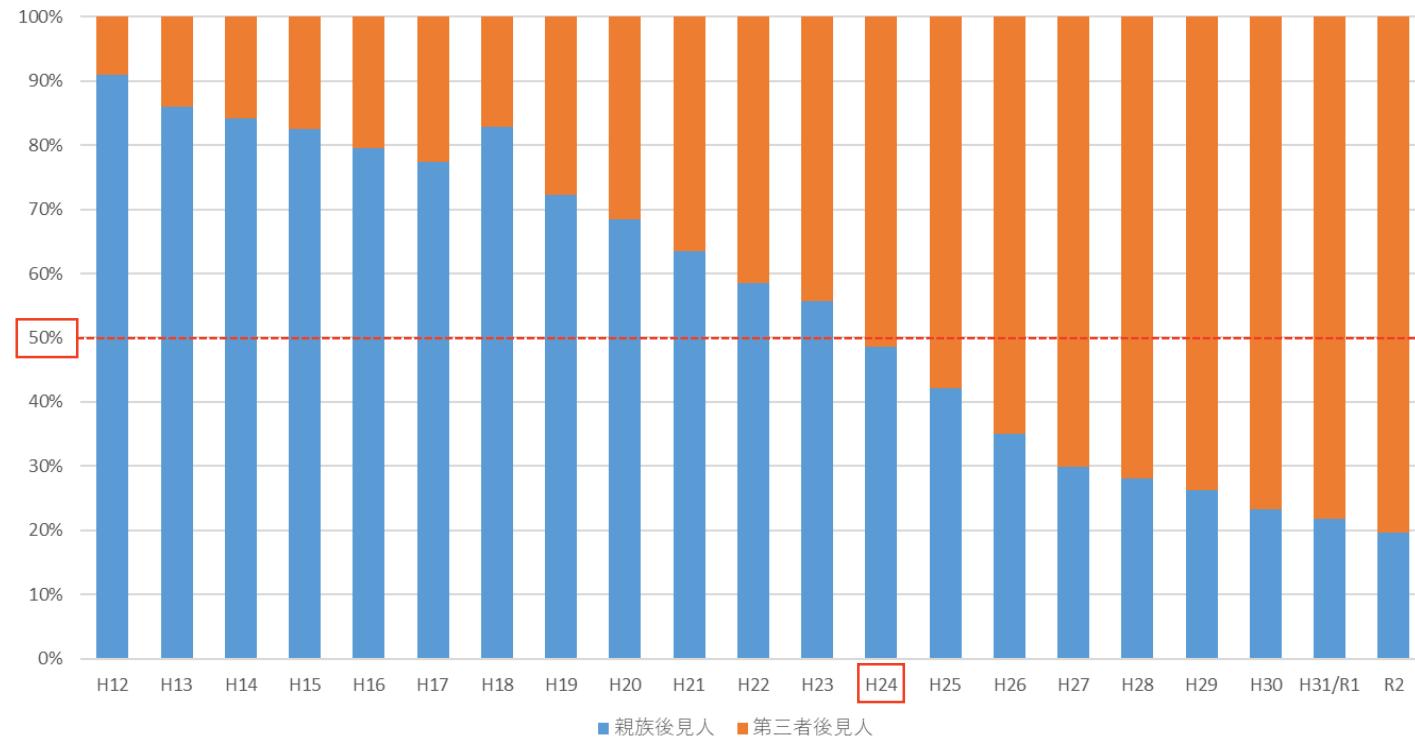
(出典)厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

(注)1. 1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2. 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

親族後見人と第三者後見人の選任割合の長期推移について

- 成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係性について、親族後見人(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が後見人に選任される割合は、減少傾向にある。
- 平成24年に第三者後見人の選任割合が親族後見人の選任割合を上回り、それ以降も親族後見人の選任割合は減少傾向が継続している。



(%)	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
親族後見人	90.9	85.9	84.1	82.5	79.5	77.4	82.9	72.2	68.5	63.5	58.6	55.6	48.5	42.2	35.0	29.9	28.1	26.2	23.2	21.8	19.7
第三者後見人	9.1	14.1	15.9	17.5	20.5	22.6	17.2	27.7	31.5	36.5	41.4	44.4	51.5	57.8	65.0	70.1	71.9	73.8	76.8	78.2	80.3

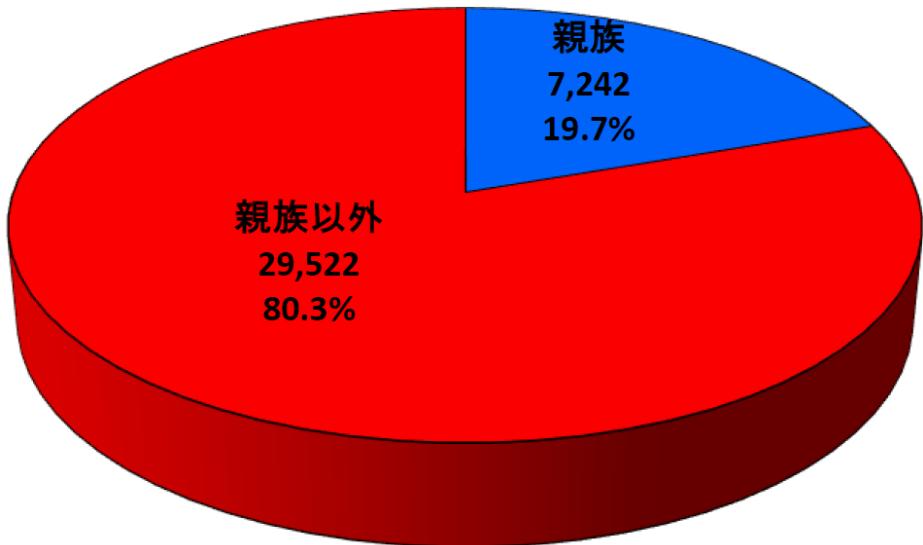
(出所)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

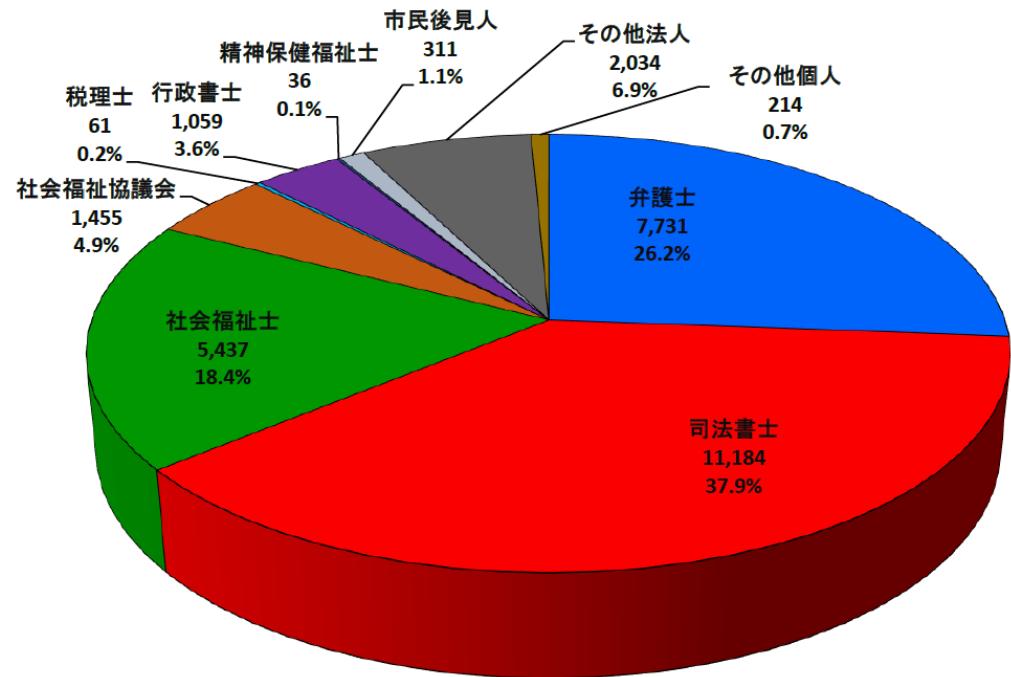
※統計期間がH12～19までは年度(4～3月)であるが、H20以降は暦年(1～12月)であるため、H20.1～3月の件数がH19とH20に重複して計上されている。

成年後見人等と本人との関係

○親族、親族以外の別



○親族以外の内訳



(出典)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 一令和2年1月～12月一」

(注1) 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

(注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの(36,764件)を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数(34,520件)とは一致しない。

(注3) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は、弁護士法人304件、司法書士法人472件、税理士法人0件、行政書士法人10件であった。)。

(注4) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(※1)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう(※2、3)。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

「権利擁護支援のニーズの増加が見込まれる中で、
地域全体でどのように支える仕組みを構築していくのか」

について、検討する必要がある。



第5～7回WGのテーマ

○新たな支え合いの検討

○多様な主体の参画

法定後見制度の利用者のニーズ と担い手について

成年後見制度の利用対象者のイメージについて(定性的把握)

- 厚生労働省の調査研究事業で実施している自治体等のヒアリングにおいて、市町村現場が捉えている成年後見制度の利用対象者像の確認を行ったところ、最高裁判所が公表している成年後見制度の申立の動機とは、乖離が見られた。
- 今後、制度を利用する当事者等の意見を確認するなどによって、成年後見制度に求めている一般的な利用ニーズと、福祉・行政の支援の観点から成年後見制度に求める利用ニーズを確認する。その上で、成年後見制度で対応することが望ましい支援と福祉・行政で対応することが望ましい支援を検討したい。

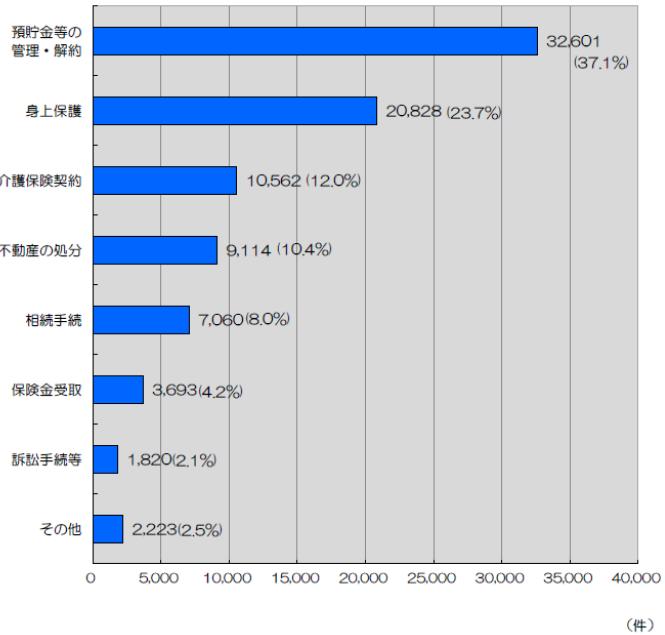
成年後見制度に求めている一般的な利用ニーズ

【状態】

- 認知症や知的・精神障害等により、本人の判断能力が不十分

【必要性】

- 預貯金等の管理・解約が申立の動機として最多多い。



(出典)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 一令和2年1月～12月一」
※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

福祉・行政の支援上、成年後見制度に求めている利用ニーズ

【状態】

- 認知症や知的・精神障害等により、本人の判断能力が不十分
+ 支援するキーパーソンが立てられないケースや、福祉等サービスにはつながったが家族から孤立しているケース

【必要性】

- 成年後見制度を使わないとできないこと、福祉の制度ではできないことがあるかどうか。
(例:不動産処分や相続など、日常的な金銭管理を超える法律行為等)
+ 身上保護や財産管理上の課題を有している状況

- ・診療契約やサービス利用契約(施設入所含む)を理解できず、利用が進まない
- ・本人が本来必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している
- ・預金や年金の搾取など、経済的虐待を受けている又はその疑いがある
- ・身体的、心理的、性的、ネグレクト等の虐待を受けている又はその疑いがある
- ・過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪質業者につきまとわれている
- ・商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない
- ・税金や施設利用料の滞納や借金等を有しているが、適切に対応できていない

<制度を利用していない場合の本人の状況等>

- 法律行為により解決すべき課題に対して、不安を抱えながらも、本人の意思を丁寧に確認して、家族や支援者等が各々のできる範囲内で支援を実施している。
- ただし、本人のパワーレスの助長、滞納や借金等の増加、課題の継続や悪化による支援策の選択肢減少、不適切なケアへの転換、支援者に都合の良いサービスの選択などの懸念もあり、早期の発見、相談支援を踏まえ、必要な際に、制度利用に適切につなげる必要性も指摘されている。

(出所)厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」のヒアリング内容から、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

担い手・ネットワークの拡大についての委員意見(専門家会議や本WGより)

担い手・ネットワークのあり方の検討に関する意見

- ・ 法人後見、市民後見、専門職それぞれの担い手のあり方をしっかりと議論する必要がある。
- ・ 権利擁護の支援が必要な方が地域で本人なりの豊かな暮らしを送るために何が必要で、そのために誰とつながり、どんな仕組みがあればよいのかということを常に考えることが重要。
- ・ 受託が困難なケースは、パブリックガーディアン的な行政が強く関与する仕組みも求められているのではないか。

市民による支え合いに関する意見

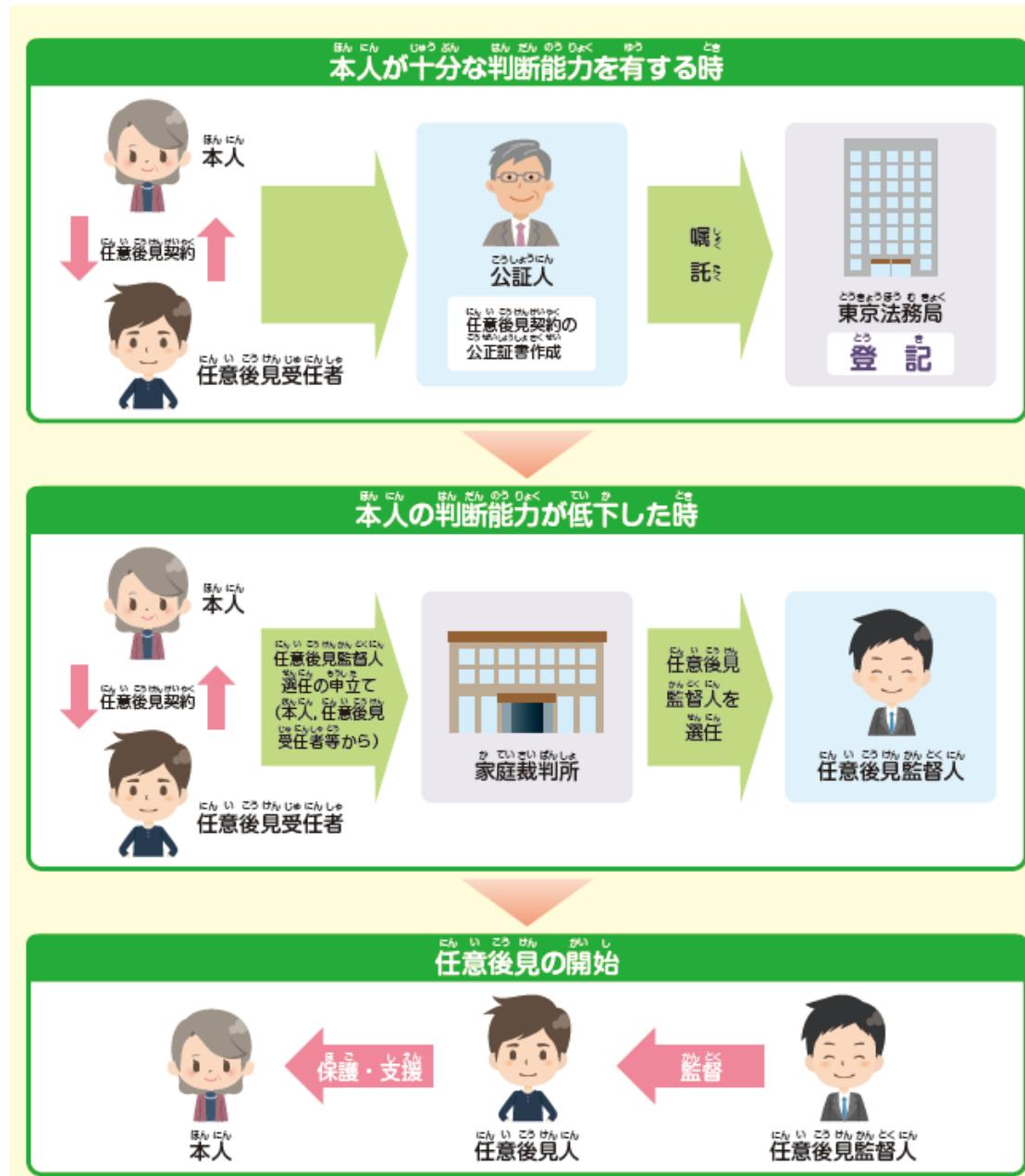
- ・ 市民が市民を支えていく仕組みを充実していくことが重要。
- ・ 市民後見人に関して、非常に重要なことだと思う。地域づくり、共生社会への貢献が大きい。こうした先進的な取組が各地に広がればいいと思う。
- ・ 市民後見人の修了生の方というのは、ある種成年後見人としての活動のみならず、地域住民としても権利擁護支援の活動に携われる立場にあるのではないか。

権利擁護の視点等を踏まえた担い手・ネットワークの拡大に関する意見

- 誰のための権利擁護なのか、本人の立場に立って、制度の利用を考えられるようにしてほしい。
- 権利擁護支援について、全ての関係者が必要な知識を得る場が必要である。これによって、多くの関係機関が参加することになる。
- 認知症の本人・介護家族に特化するならば、高額の財産・資産などを保有しているのではなく、ごく一般的な生活水準の暮らしにおいて、金融機関等の柔軟な対応が可能であれば、あえて成年後見制度を利用しなくとも済む場合もある。
- 身元保証の問題は、身元保証で何が求められているのかという機能に立ち戻って検討することも必要ではないか。仔細にみれば、支払、債務、緊急連絡先が求められているといえるが、そもそもこれらすべてを成年後見人も含めた特定の人や機関に任せるとする方法で検討していくことが良いのか、検討することも必要ではないか。
- 当事者が相談できるために、相談の敷居を下げてほしい。

任意後見制度に関するニーズについて

任意後見制度の概要



任意後見制度に関する委員意見(専門家会議や本WGより)

任意後見制度の利用促進に関する意見

- ・ 基本計画が着実に履行されているが、任意後見と法定後見は車の両輪であるにも関わらず、任意後見についての取組が見えない。利用が促進されない課題があるならば、分析する必要がある。
- ・ 任意後見契約のうち監督人選任登記のあるものは約3パーセントとなっていることから、重装備の契約を締結したものの、実際には利用されないままとなっているケースが少なくないことが窺われる。他のデータからも、「任意後見は、契約手続自体や後見事務・監督事務の負担が重い」と認識している制度利用者が少くないことも読み取れ、そのことが、任意後見制度は「使い勝手が良くない」「報酬負担が重い」といったマイナスの受け止め方にもつながり、潜在的に制度の利用を必要としている人たちが制度の利用を敬遠する要因になってしまっているように思われる。
- ・ 意思決定支援の充実を柱に、日常生活自立支援事業の活用、任意後見制度等の活用、身元保証事業に代わる地域や医療・福祉機関によるおひとりさま支援の取組など、法定成年後見制度の利用だけではない、ニーズに応じた多様な支援の取組が求められる。

公証役場のネットワークへの参画に関する意見

- ・ 任意後見契約の締結に当たって避けて通ることのできない公証人役場の存在が、現状では必ずしも権利擁護支援の地域連携ネットワークの中に適切に位置付けられていないようと思われることが、気掛かりである。公証人役場が、ネットワーク及び中核機関にとっての身近な連携先として位置付けられ、任意後見契約締結前に、中核機関、公証人役場等において任意後見制度の適切な利用に向けた周知活動、ガイダンス等が必ず行われる仕組みが各地域において整備されていけば、自ずと任意後見制度のよりよい活用方法が広がることも期待できるのではないか。
- ・ 中核機関として、公証役場との連携が難しかった。

任意後見制度に関するニーズについて (成年後見制度利用促進ポータルサイトの広報事業の実績から)

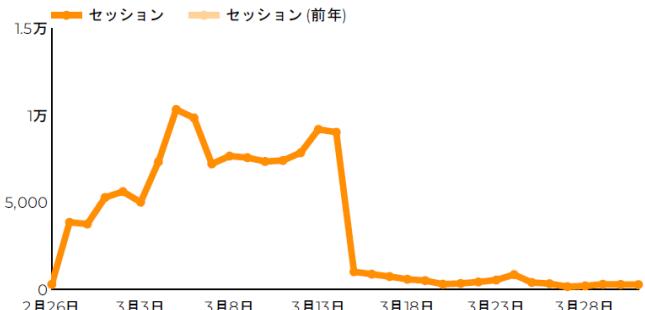


インターネットでの広告実施

Yahoo!…2月26日～3月8日
Google…3月4日～3月14日

ポータルサイトの閲覧結果

ユーザー数 (ポータルサイトを閲覧した実人数)	103,311
セッション数 (ポータルサイトの累計閲覧数)	122,988
ページビュー数 (ポータルサイト内のページの累計閲覧数)	202,573



閲覧数の多かったページ

任意後見制度とは(手続の流れ、費用)	3,285
法定後見制度とは(手続の流れ、費用)	2,503
成年後見制度とは	1,954

閲覧数の多かった動画

認知症高齢者における任意後見制度の活用編	1,420
精神障害者における保佐の活用編	781
知的障害者における保佐の活用編	487